平成３０年（フ）第１６５３号
東京都中央区勝どき２丁目９―16―616
債務者　木下　祐貴
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６８５号
東京都足立区鹿浜３丁目24―16―202
債務者　高橋　良枝
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６９０号
東京都新宿区市谷薬王寺町52―５―804
債務者　橋本　　勉
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６９４号
東京都練馬区上石神井３丁目34―21―409
債務者　戸田　雅啓
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６９５号
東京都大田区大森本町１丁目８―10―1505
債務者　廣岡　亮子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６９６号
東京都葛飾区西水元４丁目11―４―203
債務者　大平　冬彦
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６９７号
東京都江戸川区南葛西５丁目３―38　葛西臨海ヴィレッヂＣ棟102
債務者　宮本ますみ
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１６９９号
東京都世田谷区喜多見９丁目８―９―302
債務者　老沼　　杏
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４号
栃木県栃木市大皆川町363番地
債務者　寺内とし子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１０９１号
東京都小金井市本町２丁目19番２号セットメゾン101
債務者　江副　朋子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３０号
愛知県豊川市大木町新町通373番地１　ガーデンプレイスＡ203号
債務者　鈴木　晶子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前11時20分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１６号
長崎県佐世保市勝富町５番７号　フレスコ・プレッタ501、前住所長崎県佐世保市鹿子前町113番地18　プルミエール鹿子前参番館1104号
債務者　竹野　利明
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第１７号
長崎県佐世保市小佐々町田原226番地３、前住所長崎県佐世保市小佐々町田原270番地１
債務者　山口　高明
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続開始の取消決定確定

平成３０年（ラ）第２２号（原審大阪地方裁判所平成２９年（フ）第４８９７号）
大阪市鶴見区鶴見５―５―37（淵川方）、住民票上の住所大阪市鶴見区鶴見５丁目４番11号
相手方（債務者）　新井　正人（旧姓長野）
1　主文　原決定を取り消す。
相手方の破産手続開始申立てを棄却する。
2　決定確定日　平成30年３月９日
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１１３９号
福岡市東区和白５丁目22番５号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区東月隈１丁目17番５号
破産者　石塚　祥貴
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部